

条例関係について

1 都条例について

○東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例【抜粋】

第六条 都議会議員で六月一日及び十二月一日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、退職、失職又は死亡した都議会議員(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき期末手当の額は、給与条例別表第六の適用を受ける職員の例により算出した職員の給与月額に相当する額に給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額に、基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	支給割合
六箇月	百分の百
三箇月以上六箇月未満	百分の六十
三箇月未満	百分の三十

(昭四六条例六〇・全改、昭五七条例八二・平三条例五二・平一三条例六・平二二条例二八・平二三条例二二・一部改正)

第六条の二 前条の期末手当の支給日は、給与条例第二十一条第一項に規定する職員の期末手当の支給日の例による。

【参考 職員の給与に関する条例】

第六条

2 前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき期末手当の額は、

①給与条例別表第六の適用を受ける職員の例により算出した職員の給与月額に相当する額に

→ 指定職給料表

→ 局長その他の職員で人事委員会が定めるもの

②給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と

→ 期末手当の割合

③給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを

→ 勤勉手当の割合

合計した割合を乗じて得た額に、基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	支給割合
六箇月	百分の百
三箇月以上六箇月未満	百分の六十
三箇月未満	百分の三十

②給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合

職員の区分	割合	
	六月に支給する 場合	十二月に支給する 場合
一 前項に掲げる職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの	百分の百二十	百分の百二十
二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員(以下この条において「行(一)四級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)四級等職員」と総称する。)	百分の百	百分の百
三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)	百分の九十	百分の九十
四 指定職給料表の適用を受ける職員	百分の六十二・五	百分の六十二・五

③給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合

- 一 前項の職員のうち次号及び第三号に該当する職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の百二・五(行(一)四級等職員にあつては百分の百二十二・五、行(一)五級等職員にあつては百分の百三十二・五)を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち指定職給料表の適用を受ける職員(次号に該当する職員を除く。) 当該職員の給与月額に百分の百五を乗じて得た額の総額
- 三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の五十(行(一)四級等職員及び行(一)五級等職員にあつては百分の六十、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十五)を乗じて得た額の総額

2 市条例について

○東久留米市特別職の給与および旅費に関する条例

昭和31年9月24日条例第54号

東久留米市特別職の給与および旅費に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の受ける給料、旅費及びその他の給与に関し規定することを目的とする。

(給料額)

第2条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

市長 月額 960,000 円

副市長 月額 840,000 円

(旅費)

第3条 市長等が公務により旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、議会議員に支給する旅費の額別表を準用する。

3 前項に定めるもののほか、市長等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(手当等支給)

第4条 市長等に対しては、給料及び旅費のほか期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項の規定により支給する期末手当は、給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の445を乗じて得た額を年間を通じての限度として支給する。

(給料等の支給方法その他)

第5条 給料および期末手当の支給方法、支給条件ならびに退職手当の額、支給条件および支給手続は、一般職の職員に支給する規定の例による。

○東久留米市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年9月24日条例第53号

東久留米市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬は次のとおりとする。

議長 月額 550,000 円

副議長 月額 510,000 円

常任委員長 月額 490,000 円

議会運営委員長 月額 490,000 円

議員 月額 480,000 円

第2条 議員等には、その職に就いた日から議員報酬を支給する。ただし、その職を離れた議員等が即日他の職に就いたときは、その日の翌日から議員報酬を支給する。

2 議員等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給し、死亡したときは、その死亡の日の属する月の末日まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給するときは、当該月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第3条 議員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第4条 議員等で、6月15日及び12月15日に在職する者に対し、期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の300を乗じて得た額に同項の期日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 在職期間が6ヶ月の場合 100分の100

(2) 在職期間が3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 100分の60

(3) 在職期間が3ヶ月未満の場合 100分の30

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほかその支給方法については一般職の職員の例による。

(規則への委任)

第6条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。